



第1編 はじめに

第1章 総合計画策定の趣旨と総合計画の役割

第2章 計画の期間と構成

第1章

総合計画策定の趣旨と総合計画の役割

第1節 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、国際化・高度情報化の進展、明るい兆しの見えてこない地方経済、地球環境の深刻化など、市民生活を取り巻く近年の社会経済状況は大きく変容しようとしています。

また、地方自治体の自主性・自立性の尊重を基本に進められる地方分権は、地方の自立的発展を促すものであり、住民自治と住民参加によるまちづくり、すなわち、そこに住む人々の顔が見える独自の取り組みが求められています。

田村市総合計画は、平成17年3月1日に田村郡5町村が合併して誕生した田村市最初の総合計画として、このように変動する時代に即応しつつ、新市の限りない躍進を期して策定するものです。

策定にあたっては、それぞれの地域個性を高めながらも互いの連携を深めることが市全体のまとまりと発展につながるという、クラスター方式^{※1}のまちづくりを基本理念とする新市建設計画を尊重し、効率的な行政運営による活力ある豊かで暮らしやすい田村市の創造を目指します。

第2節 総合計画の役割

総合計画は、田村市の各種行政計画の最上位に位置づけられるものであり、これに基づき、市民・事業者・行政が市の将来像を共有しつつその実現に向け、総合的かつ計画的な行財政運営を図るための指針となるものです。

※1：クラスター方式

都市機能を一極に集中せずに、旧町村ごとの個性と多様性を重視した方式。

第2章

計画の期間と構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」により構成されます。

本計画では、目標値を定めた目標指標を設定し、その達成状況を点検しながら施策や事業の評価管理を行います。

第1節 基本構想

田村市の現状や今後の予測等を踏まえた、これからのかまちづくりにおける基本的な理念と将来像を定め、それを具現化するための施策の大綱を示します。

計画期間は、平成19年度から平成33年度までの15年間とします。

第2節 基本計画

基本構想で定めたまちづくりの将来像や施策の大綱を実現するために、計画期間内に実施すべき施策を総合的、体系的に示します。

計画期間は、社会状況の変化等に柔軟に対応するため、前・後期の2期に分け、前期を平成19年度から平成26年度の8年間、後期を平成27年度から平成33年度の7年間とし、それぞれに計画を定めます。

第3節 実施計画

基本計画で定めた施策を着実に実施していくため、財政計画との調整を図りながら事業内容や実施年度を明らかにし、3カ年計画として定めるもので、ローリング方式^{※1}により毎年策定します。

※1：ローリング方式

実施計画の見直し方法で、計画と現実の間に生じる差異を埋めるもので、毎年見直しを行う方法。

図 1-1：田村市総合計画の実施期間



